

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

平成25年9月9日

【開 会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- 1 1番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
 - (1) 町民の安全・安心対策について
 - (2) 町中心部の町道整備について

- 2 3番 姉帯春治君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 松くい虫対策について
 - (2) 主要地方道一戸・葛巻線について

平成25年第13回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (本会議)

告示年月日	平成25年8月8日(木)					
招集年月日	平成25年9月6日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年9月6日～平成25年9月17日 12日間					
会議の月日	平成25年9月9日(月) 開会10時00分 散会12時05分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2番	鈴木 満		7番	鳩岡 明男	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英 治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、2名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、1番、柴田勇雄君。

1番 (柴田勇雄君)

私から、次の2項目について質問をいたします。

はじめに、町民の安全・安心対策について伺います。

昨日、念願の2020年東京オリンピック、パラリンピック開催が決定となり、国内の喜びようが、大変盛り上がっております。東京決定の大きな勝利要因に、日本の安全・安心対策の充実が世界に評価されたとも言われており、その重要性を改めて認識させられました。

町では、8月9日、町民に広く呼びかけ、交通事故防止や火災害予防対策等を推進する観点から、町民の安全大会を盛大に開催し、町民の安全と地域防災意識の高揚に努めております。また、9月1日の防災の日には、消防団をはじめとする関係機関が連携し、江川地区で防災訓練を実施しております。

9月初めは、例年、防災週間となっておりますが、この機会に、各家庭では台風シーズンに備え、いざというときの行動や備えの家庭対策を改めて考える絶好の機会でもあると考えます。

さて、質問の一つ目といたしまして、地域防災計画の見直し策定業務の見直しについて、お尋ねをいたします。

町の総合防災マニュアルとなる地域防災計画は、平成19年4月1日現在のものが、現在、配付されておりますが、その後、既に6年間を経過しておりますが、計画を修正した形跡が見当たりません。

この間、未曾有の東日本大震災や、町内でも激甚災害指定を受ける局地的集中豪雨や、豪雪による自然災害が発生しております。地震や豪雨災害、落雷、火災、事故などは、いつ、どこで起きるか分からないものです。昔から、災害は忘れたころにやってくると、よく言われておりますが、正しくそのとおりだと思います。気象庁では、先月30日から重大な災害の恐れを警告する特別警報の運用も開始し、非常時の早期避難を呼びかける体制強化につなげたいとしております。

このような状況の中、地域防災計画の見直しが急務と考えますが、策定業務の見直しはどのようになっているのでしょうか。

次に、二つ目として、ドクターヘリの運航要請や使用実態、そして、ヘリポートの整備について、お尋ねをいたします。

岩手県ドクターヘリの運航については、昨年5月から運航され、利用頻度が高く、救命率向上や後遺症の軽減に大きく貢献していると聞いております。特に、四国4県に匹敵する広大な県全域をほぼ30分でカバーでき、県民の生活と健康を守る希望の翼と言っているようであります。

このドクターヘリについて、町民の中には、よく分からないといった声がありますので、ここで、次の点を改めてお伺いをいたします。

最初に、より理解を深めるために、ドクターヘリとは何かからお答えをいただきたいと思っております。

ドクターヘリの出動要請は、だれが、どのようにして行い、どのようにして収容するのか。また、その費用負担はどのようなかなどについて、お知らせをいただきたいと思っております。

また、当町へもドクターヘリがたまたま運航されていると聞いておりますが、これまでの利用実績と救命状況をお知らせいただきたいと思っております。

次に、ヘリコプターですので、離着陸する場所が必要と思っておりますが、町内ではその場所は決まっているのでしょうか。また、岩手県にはドクターヘリと災害時に対応する防災ヘリがあり、スムーズな離着陸に対応するには、県下各市町村にヘリポートの整備が必要と考えます。このヘリポートの設置主体は、県と町どちらが整備すべきものと考えたらよろしいでしょうか。その見解を求めたいと思っております。

次に、三つ目となる地域情報通信基盤を活用した拡充施策について、お尋ねをいたします。

当町の先進的な取り組みによる地域情報通信基盤が整備され、行政から町民に対する情報提供伝達や生活環境の利便性が一気に向上し、安全・安心対策にも弾みがつくものと期待しております。この地域情報通信基盤の整備により、多機能システムが構築されておりますが、高齢化率が40パーセント近くを占める当町では、高齢者の情報弱者対策も今後の重要課題として捉えていく必要があると考えます。

そのような中で、地域情報通信基盤が整備された暁には、一つ目として、高齢者や障がい者等の見守りや、買い物等支援の福祉対策向上に向けたシステムの構築も図りますと町当局では明言していた経緯がありますが、その具体的内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

二つ目に、屋外告知放送につきましては、放送が聞こえない、聞き取りにくいといった苦情の声が多く、町民から寄せられました。

町では、この対策として、専用端末を利用して家庭内で聞くことができるFM音声告知放送端末を既に町内に400台ほど設置したと聞いております。実際に、いち早く私たち議員宅にも、このFM音声告知放送端末の設置をいただきましたが、行政情報がはっきり聞き取れますし、雑音のないラジオも聴けるなど、利便性の高い機器と認識しております。今次定例会の一般会計補正予算の第2号に1,200台分37,600,000円の推進事業費が計上され、全家庭への道標と考え、期待しているところでございます。さらに、このFM音声告知放送端末を町内全家庭や職場に早期に設置普及すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

また、多機能を有する地域情報通信基盤を活用しての、今後の拡充整備方針や計画について、お尋ねをいたします。

次に、2点目の町中心部の町道整備について伺います。

一つ目に、町道茶屋場田子線につきましては、町中心部の馬淵川沿いの堤防部分を町道に認定し、茶屋場交差点から茶屋場裏まで、バイパス機能や防災避難道機能も持ち合わせた町道として整備する工事に既に着手しております。本体となる町道の完成は、平成30年ころと伺っております。この地域は、町内の集落密集地であり、地権者の同意取付業務等の難航も予測されますが、地権者からの理解と協力を得ながらの早期完成を、地域の方々は待ち望んでおります。

新設となる町道茶屋場田子線は、国道281号と並行したような形で整備されることとなりますが、これを結ぶ連絡路線は狭隘の葛巻浦子内線の1路線だけです。この1路線だけでは、せっかくの新設町道の機能が十分発揮できないと思われませんが、町当局の見解を伺います。考えられる連絡路線は、少なくとも田の沢の葛巻分署付近に新設1路線と、さらに新町の商工会前、葛巻保育園前、下町の葛巻病院前の現行通路拡幅整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

二つ目に、大明神の浦子内入口と大橋周辺の町道拡幅整備についてですが、浦子内入口は国道281号線の急カーブに加え、狭隘のため大型車両の通行はできなく、普通車両の交互交通もままならない実態です。また、大橋周辺の町道も普通車両の交互交通もできない状態で、加えて、岩の崩落箇所もあるなど危険極まりない町道葛巻浦子内線の実態となっております。今後の町道葛巻浦子内線入口付近の改修整備計画をお示しいただきたいと思っております。

三つ目に、町道町裏線の改修整備計画ですが、この路線につきましては、以前から何回も議会で取り上げ、改修要請を行ってきた経緯があります。

この町裏線は、葛巻駐在所から葛巻保育園入口までの間は既に改修整備済みです。その先は、ゆがみの多い町道の現状です。特に農業集落排水事業の配管理設工事終了後の傷みが激しく、町道も側溝も傷んでおりますが、具体的改修整備計画をお示しいただきたいと思っております。

この2項目についてお尋ねをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の町民の安全・安心対策についてお答えをいたします。

1点目の地域防災計画の見直し策定業務の見直しについてであります。

東日本大震災津波対応の検証を踏まえ、岩手県におきましては、平成24年3月に地域防災計画の見直しを行っております。

見直しの主なポイントは、最大クラスの地震、津波を想定した防災対策の充実、通信、情報の災害対策の強化、食料や燃料の備蓄の促進、被災市町村への支援体制の強化などです。

岩手県地域防災計画の見直しを受け、当町におきましても平成19年3月以来の葛巻町地域防災計画の見直しに着手、これまで数回にわたり役場全部署と消防分署との検討会議を開催し、現在、修正内容について精査、検討中です。

修正の主な内容としまして、岩手県地域防災計画の修正内容の反映、防災関係関連の組織改編に伴う修正、地域情報通信基盤の整備に伴う通信連絡手段の拡充、災害警戒本部並びに災害対策本部の体制の見直し、避難準備、勧告、指示の発令基準の具体化、避難所の見直しなどです。

県内の市町村の状況をみますと、岩手県の修正計画を反映させた計画見直しを終了しているのは本年5月現在で、17市町村となっております。沿岸の10の被災市町村を除くと見直しを終了したのは、4市3町となっております。

災害は必ずやってくるものであり、その災害から町民の生命、身体、財産を守るために、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すため必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興に関する事項を策定する地域防災計画については、今後さらに内容を精査し、年内を目途にいたしまして、見直し作業を終了させたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のドクターヘリの運航要請手続き、使用実態とヘリポートの整備についてというご質問でございますが、これにお答えさせていただきます。

ドクターヘリの運航要請手続きにつきましては、救急現場出動と病院間搬送の二つがございます。

まず、救急現場出動につきましては、119番通報内容からキーワード方式といわれる基準に合致する場合があります。119番通報を受けた消防機関は、その通報内容に、例えば人が突然倒れた、呼吸をしていない、あるいは、けいれんしているなどのキーワードが含まれる場合、速やかにドクターヘリの出動要請を行います。

また、消防機関が救急現場などにおいて傷病者の重症度がドクターヘリ出動要請基準、例えば生命の危険が切迫しているほか、その可能性が疑われるときや救急現場などで緊急診断処置に医師を必要とするときなどに合致するときは、救急現場から出動を要請することができるものであります。それからまた、費用負担につきましては、利用者負担

はないものであります。

次に、病院間搬送については、患者が現に入院している医療機関である搬送元医療機関の医師が、医学的な見地から、患者の生命に関わると疑う理由があり、ドクターヘリによる緊急搬送が必要であると判断した場合、出動を要請することができます。

この場合、搬送元医療機関の医師は、搬送先医療機関の医師へ患者の容態などの情報を提供し、転院についての事前調整をしておく必要があります。

事前調整が整いますと、搬送元医療機関は、ドクターヘリ要請ホットラインの専用電話に病院間搬送の運航の要請を行うものであります。

救急現場出動、病院間搬送いずれのケースにおいても、運航時間が午前8時30分から午後5時までや、あるいはまた、気象条件など、機長が判断するわけではありますが、これが整わなければ運航することができない場合もあるものであります。

次に、ドクターヘリの運航実績とヘリポートの整備についてという質問であります。岩手県のドクターヘリが運航を開始いたしました、平成24年5月から本年8月26日までの476日間の県全体の使用状況をみますと、要請回数が484回であります。1日当たり1.02回の要請回数となっております。このうち実際に運航した回数が400回であり、1日0.84回となっております。対応できなかった84回の内訳は、要請重複16回、天候不良50回、日没近く、あるいは日没後の要請15回などとなっております。

運航地域では、盛岡地区広域消防管内が、要請回数109回で最も多くドクターヘリを活用しております。次が宮古消防管内で100回、その他の管内では32回以下となっております。

葛巻町におきましては、盛岡地区広域消防管内でも最も多くドクターヘリを活用している状況でございます。要請回数が36回、うち運航回数が35回であり、対応できなかった1回については、悪天候によるものであります。

次に、ヘリポート整備についてお答えをいたします。

葛巻町内における、防災ヘリやドクターヘリの緊急離発着場としてランデブーポイントを6カ所設定してございます。

葛巻小学校、江川中学校、小屋瀬中学校、旧冬部小学校、道の駅くずまき高原、総合運動公園の6カ所であります。

先ほど申し上げました、当町の運航回数35回のうち、このランデブーポイントを使用したのは22回となっております。9回については、機長の判断により、事故や急病の発生場所への医師の到着と患者の搬送をより迅速に行うため、現場付近の牧草地や空地などを利用したものであります。その他4回は、キャンセル等により引き返しなどをしたものであります。

これまでの運航状況を踏まえますと、ランデブーポイントについては、もう少し追加した方がよいのではと考えておるところであります。

また、ランデブーポイントの離着陸環境の整備、例えばアスファルト舗装やポイントの表示、冬季間の除雪体制の確立などを進めていく必要があるものというように考えております。

こうした課題を早期に解消し、ドクターヘリの活用を推進してまいりたいというよう

に思っておるものであります。

3点目の地域情報通信基盤を活用した拡充施策についての一つ目、高齢者等の見守りや買い物支援などに向けたシステムの構築についてお答えをいたします。

これまで、平成18年の豪雨災害を契機として安心・安全に暮らせるまちづくりのために、防災を中心とした情報通信基盤の整備と利活用を進めてまいりましたが、昨年12月には、防災以外の分野における利活用策の検討を行うため、国、県、県立大学、町内の関係団体を構成メンバーとするICT利活用会議を立ち上げたところであります。

本会議では、高齢者等の見守り支援と買い物支援を主要テーマに、現状の分析と将来需要を踏まえながら、情報通信技術がもたらす生活の利便性向上について検討しているところであり、今年度は引き続きシステムの構築に向けた、より具体的な方策について検討する予定であります。

二つ目のFM音声告知放送機器の設置状況と今後の拡充整備についてお答えをいたします。

町では、この放送機器を昨年度300台、今年度100台、合わせて400台を購入し、本年7月に消防関係者、自治会長、小中学校などを対象に93台を設置したほか、アンケートによる放送機器設置希望者の中から屋外告知端末の放送が聞こえない地域、あるいは情報弱者である高齢者のみの世帯などを対象に299台を順次設置したところであります。

夜間や悪天候時など、屋内に設置していることで非常時の情報伝達に非常に有効であることから、今回、一般会計補正予算にご提案申しあげましたFM音声告知放送機器1,200台については、設置希望を踏まえながら順次設置を進めてまいりたいと考えておるものであります。

三つ目の今後の地域情報通信基盤を活用した拡充計画についてお答えをいたします。

今後、情報化の進展に伴い、情報通信技術を活用したサービスが日常生活により浸透、拡充していくとともに、多様化、複雑化していくものと思われま。

こうしたことから、ICT利活用会議では、町民生活のあらゆる場面において情報通信技術の利便性を享受することができ、町民が抱える課題や不安をひとつでも多く解決できるようなサービスの導入について、引き続き検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2件目の町中心部の町道整備についてお答えをいたします。

まず、1点目の国道281号線と茶屋場田子線を結ぶ連絡道、町道の整備についてであります。

現在、国道と町道茶屋場田子線の連絡は、町道葛巻浦子内線のほか葛巻病院や役場前を経由するコースが多く利用されているところであります。

茶屋場田子線が全線二車線として供用できるまでには、少し時間を要するものであり、本路線の整備と並行して検討していく必要があるものと考えております。茶屋場田子線は、国道のバイパス機能や災害時の迂回路としての役割のほか、地域住民の生活に密着した路線ともなるものでありまして、新築する葛巻病院の建設位置の確定や葛巻浦子内

線、特に大橋及びその周辺の整備をどのように進めていくのかなども大きく関わってくる課題であります。

また、まちなかの整備構想も、現在、検討を進めておりますが、これらとの整合性も図りながら、茶屋場から田子までの町中心部の道路交通体系をどのように整備していくべきかとの大きな視点を持って整備を進めていく必要があると認識をいたしております。

2点目の、浦子内入口と大橋周辺の町道葛巻浦子内線の拡幅整備計画についてであります。

葛巻浦子内線は、浦子内地区から中心部に出入りする唯一の生活路線であり、1点目の質問でもお答えいたしました。茶屋場田子線の整備と並行して改良整備すべき最重要路線であると考えているところでございまして、大橋の架け替えも大きな課題であります。大橋の架け替え、あるいは浦子内線の整備につきましては、自治会の皆さんを中心に、これまでも要請を受けておるものでございまして、前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えておるものであります。

3点目の町裏線の改修整備についてであります。

町裏線は、国道と茶屋場田子線の間を並走する路線であり、この区間には公共的施設が多数立地していることから、地域の生活路線であるとともに広く町民が利用する路線でもあります。

これまでに、下流側については排水路の経年劣化に伴う排水函きよの改修に併せ路盤改良も実施しております。この改良により上流部の流下能力も高まってまいりますことから、上流区間におきましては路面の補修などの維持管理にも努めてきたところであります。排水側溝は、流雪溝としての機能を有するため、地域からの要望を踏まえ開閉式鋼製、鉄製のふたであります。十数カ所設置するなどの対応もしてきたところであります。

排水側溝の整備も含めた抜本的な道路改良には相当の事業費が見込まれますことから、1点目のご質問でお答えしましたが、町中心部の道路交通体系のあり方の検討や町全体としての道路整備の進め方など、事業化の位置付けを図りながら整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、柴田議員の質問に対して答弁させていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず、最初に地域防災計画でございまして、これも、なるべく早く計画を策定し、町民の方々に周知をしなければならない大事な業務であろうと考えておりますが、19年3月から着手して、これまで、まだ、できていないというようなことでございまして。年内にはできるというような話だったようでございまして、このように非常に命に関わる

重要な計画が、このように遅く出てくるということは、やはり、私は問題があるなど、このように思っております。命に関わる問題で、しかも、この防災関係、総合的なものでございますので、見直し部分については一気にというようなことではなくて、一文一文でも毎年こういったような事務整理は必要ではないのかなど。長く据え置いたことにより、このように、なかなか計画の修正ができないのではないかと、このように思いますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

防災計画の見直しにつきましては、震災後、国あるいは県でも防災計画等の見直しということが行われておりました、県におきましては24年3月に見直しがされているところでございます。それに先立ちます、23年10月ころから町としても見直しの作業を始めたところでございます。その後、24年までに関係課の打合せ等を6回ほど開催しながら進めてきておりました、他課との調整の部分は概ね、対照表等まで作成して準備が進んでおります。現在、調整している部分は総務企画課が所管する部分、避難勧告、避難準備、あるいは避難指示という、そういった際の具体的な基準、これまでは文章的な基準で、ともすれば、どういう場合に実際に出すのかというのは、現場のそれぞれの判断という部分が大きかったわけですが、それをある程度、雨量ですとか水位、そういったもので数値化をしまして出すということの関係があります。そういった関係で、河川の水位については、1カ所しか地点がございませんので、その地点での基準ということになりますが、雨量については、現在、集中豪雨、ゲリラ豪雨ということで町内でも特定の箇所に降るといったようなことがありまして、その場合の雨量の基準というものは、前日までにどれだけ降ったとか、あるいは当日にどれだけ降っているというような判断になりますが、そちらの方はよろしいのですが、もうひとつ、では、それを、どの地域に出すのかという部分の詰めといいますか、そういう部分でまだ検討をしている部分がございます。この部分をなるべく標準、客観的に出せるような形が望ましいわけですが、なかなか、どこに、どういっただけ雨が降っているとか、そういった部分の情報というのを的確に捉えながら出さなければならないというような部分で、そういった部分の検討を今もう少ししているところでございますが、いずれにいたしましても、年内にはその辺を大体固めまして、年度中には手続き等も終えるような形で進めてまいりたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今お答えをいただきましたけれども、ぜひ、早め早めの対応をやるようお願いをいたしたいと思っておりますし、また、作っただけではダメですので、これを住民の方々に周知をする期間が必要です。そうしますと、また、その分時間がかかるわけですから、この計画修正については、できる限り早急に終わらせて、安全・安心対策の推進を図るようお願いしたいと、このように思っておりますので、特段の努力をお願いしておきたいと、このように思っております。

それからまた、ドクターヘリにつきましては、葛巻の利用回数が一番多いということ、盛岡まででしたら、その搬送先も、そう時間はかからないと思われましても、先ほど町長の答えの中には、このランデブーポイントが6カ所あるということ、もう少し増やして考えたいということ、考えられる地点といたしましては、あと何カ所くらい、あるいはまた、葛巻は牧草地等が多いわけですから、そういったようなことも指定はしなくても、もう緊急着陸できるような態勢づくりも必要ではないのかなど、このように思うわけでございます。

それからまた、先ほどの答えの中にはなかったのですが、固定するヘリポート、例えば山林大火災のような部分については、防災ヘリが飛んできて給水作業等があるわけですから、そういったような部分については、このランデブーポイントだけでは到底間に合わないわけですから、この各市町村に私はヘリポート等の設置が必要ではないかと思っております。そうでなければ、このヘリの活用方法も半減するのではないかなど、そのように思うわけですが、その点については、先ほどお答えがございましたので、常設のヘリポートの設置、こういったような部分については、どのように考えているのか、もう一度お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答え申し上げます。

まず、ランデブーポイントの関係でございます。町内6カ所ございますが、その中で最も使われておりますのが、葛巻小学校で9回、運動公園が9回、小屋瀬中学校が3回、旧冬部小学校が1回、道の駅と江川中学校は0回というようになってございまして、病院搬送、葛巻病院の関係もあります。葛巻小学校、それと運動公園が多く使われている状況にはございます。ただ、そういった中で6カ所ですが、江川地区には一つ、それから、田部地区にも一つというように、数的に若干考えなければいけないかなという部分がありますし、小屋瀬中学校から田代の区間で、かなり大きな交通事故が発生しているということがありまして、この間にかなり出動していただいておりますので、そういったあたりにも少し想定をして、準備できるような部分があればいいのかなということ、3カ所あるいは4カ所くらい追加ができればということで、現在、検討している状況でございます。

それから、あとは、やはり設定してございまして、現場がどうしても離れるというよ

うなこともございます。そういった関係では、機長の判断で降りるといようなケースもございますので、そういった関係での使えるような場所ということも、さらにランデブーポイントの指定まではいかなくても、そういった部分もある程度各地に想定しておくといようなことも必要かなというように考えてございます。

それから、ヘリポートの設置についてということでございますが、一般的にヘリコプターが離発着するところをヘリポートというように呼んでいるわけでございますが、法的には空港法というのに規定されているヘリポートがありまして、これは公共用ヘリポートということでございますが、全国29カ所ありまして、東北には米沢市に1カ所あるのみでございます。

それから、あとは飛行機用ヘリポートということで、これは航空法という法律がありまして、それに規定されているものでございますが、それは飛行機用ということですので、設置者だけが使うという、だれでも使えるというものではないヘリポートになります。これは新聞社ですとか、消防等も大きなところはございますが、企業とか、そういったもの等で設置するようなものになっております。

もうひとつは、航空法の中に、災害時、国土交通大臣が3カ月の期間で臨時的に認めるヘリポートというものがありまして、この辺が防災的なものですか、薬剤散布等で使われるようなヘリポートで、これも3カ月ではありますが、臨時ヘリポートということになっております。それ以外の離発着場については、その都度、許可を得て設置するものがございまして、ランデブーポイントはそれにも入っていない、航空法の例外的な適用みたいなものがありますが、災害等の救助が必要な場合には、事前のそういうものがなくて、どこでも離発着できるという規定がありまして、それに基づいて、ランデブーポイントもそうですし、それ以外の牧草地等に降りるといものも、全部その中で行われているものでございまして、その法律にこういうものを設置しなければならないといような規定がございませぬので、それぞれ自主的な基準を作ってヘリポートとして設置しているようなケースになります。

そういった場合には、盛岡市等は防災計画の中にヘリポート等の独自基準を作って設置しているということになります。そういった場合でも、前方に450メートル、後方に250メートルくらい区域を確保できるような、そういう場所でないと設置できないといようなことになっておりまして、そういう規定を作って、そういうものを整備するといのは、なかなか難しいような内容になってございますので、そういったものではない、実質的にヘリコプター等が、ドクターヘリが降りられるようなランデブーポイントといような形での整備になっていこうかなというように思います。

それから、防災ヘリについては大型であることから、今回の6カ所には降りられるということにはなっておりますが、山林火災等になりますと消化剤を積んで、何度もその区間を行ったり来たりしてということになりますので、相当スペース、消化剤を置くですとか、消防関係がそこに待機できるようなことになりますので、運動公園ぐらいの広さがないと対応できないと思いますし、そういった部分であれば、そういう機能は運動公園で町内全域を果たせるのかなというようにも考えているところでございます。そういったような状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

ヘリポートの関係については、なかなか難しいというような、いろいろな規制があるというような話のようでございますが、これは先ほどもお話をさせていただいておりますが、こういったような整備は県が整備すべきものか、町が整備すべきものか、これは、どのように考えたらいいもののでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ランデブーポイントということに関しますと、これは町内のランデブーポイントということになりますので、町内の部分は町が考えていくという、それで、防災ヘリなりドクターヘリ等で利活用していただくという考え方になるかと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

いずれ、今のようなランデブーポイントの指定等についても、この地域防災計画等々の関わりもあろうかと思っておりますが、箇所数を増やすなりなんなりして、町民の安心・安全対策については、ドクターヘリも一番利用度が高いというような当町でございますから、このドクターヘリ、あるいは防災ヘリ等が来やすいような、やはり態勢づくりが必要であろうと、このように思っておりますので、このことを申し上げさせていただきたいと、このように思います。

次に、地域情報基盤の関係でございますが、高齢者や障がい者の見守り、あるいは買い物支援、福祉、これについても検討しているというようなことでございますが、もう少し具体的に進んでいるかと思っておりましたが、ただ、まだ検討しているというようなことでございますが、だいぶ時間が経っておりますが、これは、どのように考えればいいですか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

18年の災害発生以降に情報基盤の必要性という部分を町として認識する中で、様々、

光ファイバー網を中心とした情報関係の整備を進めてまいりまして、7月にそういった一連の整備が完成したということで、記念行事的なものもさせていただいておりまして、そういった中では防災という部分、あるいは、くずまきテレビの部分がございますが、そういったものを活用して、いろいろな町の施策ですとか、そういったもの等に反映していく部分は、ソフトの部分はこれからというような認識もございます。

そういった中で、昨年度には、そういう利活用対策のための利用推進会議、ICT利用推進会議ということで、県立大学副学長の柴田先生をお願いいたしまして、立ち上げまして、検討しているところでございます。昨年は6回ほど会議も開かせていただいております、そういった中で、中間的なものではあります、提言等もいただいております、さらに今年度、これから、また月1回くらいのペースで開催していくこととなりますが、そういった中では、昨年の提言を踏まえまして、実際にそういうシステムの設計ですとか、開発、試みの運用ですとか、そういうものを一部で実施する等、検証もしながら、そのあとに本格的な運用をするというようなスケジュールを考えているところでございます。そういった中で、買い物支援あるいは見守り支援というような部分を柱に据えながら検討していただいております。

これについては、商工会、あるいは社会福祉協議会の方々からも参加をいただいておりますが、商工会としても独自に買い物支援という観点等から検討を今いただいております、その一環として、まちなかで実施しております土曜日等について、今回、馬淵地区で開催をするというような、そういった中で、比較的中心部から遠い方々の意向等も、調査といいますか、そういう部分にも実際に行きながら、今後の検討のためにもやっていきたいというようなことありまして、そういうものも進んでいるところでございます。

そういった中で、飽くまでICTといいますか、こういう情報基盤は主体になるものではなくて、そういった見守り支援ですとか、買い物支援に向けた補助的なツールとして、どのように活用していくかということでありまして、目的そのものは情報基盤を利用することというよりは買い物支援、見守り支援をどのようにやっていくか、そのためのひとつの道具として、こういった情報基盤があるというような観点から検討させていただいております。高齢者にとって、例えば買い物が楽しみのひとつだというように考えている方にとって、機械的にネットで家にも買えますよということだけでいいのかということですか、例えば自宅に物が届いてしまうことで、逆に自宅から出なくなって、体力低下を招くというようなことも想定されると、そういったことも踏まえた上で、どういうシステムがいいのかなというようなこと等も検討しているものでございますし、それに関わってくる商店の皆さんにとっても採算がとれるものでなくては実施する意味がないということもございますので、そういった部分等も踏まえて、今年度は、そういう住民の利用する方々、あるいは、そこに入る商店の皆さん等の意見を実際に聞きながら検討を進めていくこととしてございます。今、そういった状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

今、この具体的なシステムについては鋭意検討しているというようなことで、さらに煮詰めて実施していきたいというようなことをございますけども、これについても早急に確立をしていただいて、この情報基盤が有効に活用できるように、よろしく願いをしたいと、このように思っております。

次に、FM音声告知放送端末を400台と1,200台、今回、予算化したしますと、1,600台購入というようなこととなります。残すところ、あと僅かになってくるわけですが、ゆくゆくには全家庭への普及ができるのではないかと、私は期待をしておりますが、この見通しについてはいかがなものでしょうか。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

それでは、お答えいたします。

今回のFM機器の設置に当たりますには、住民の皆様からアンケート調査ということで、屋外放送が聞こえていますかというような設問、あるいは、こういうFM音声の機器がありますが、設置を希望しますかということでアンケートをしてございます。

そういう中で、回収率が45パーセントでございました。その中で、屋外放送がいつでも聞こえるという方々は14パーセントでございますが、宅内では聞こえないが外に行けば聞こえるとか、外だけでは十分聞こえるとか、いろいろ回答がございましたが、そういう中で、なんとか聞こえていますというのが63パーセントございました。何かは鳴っているけども、中身は分からないというところまで入れると89パーセントの方は何か鳴っているなというレベルまでは認知していただいているというような、そういう結果でございました。

そういった中で、町から発信されている情報は何で収集しているかという答えには、屋外告知放送が45パーセント、くずまきテレビが79パーセントというような回答がございました。

そういった中で、FM端末の機器の設置を希望するかという部分につきましては、52パーセントの方が希望するというところで、台数にしますと700世帯、700台で必要だということになりますが、アンケートの回収率が45パーセントということもございますので、そういった部分も含めて、今年度は希望する方々から順次設置をしたいということで、一応1,200台ということではございますが、最終的には全世帯を目指して設置をしていきたい、中には希望しない方も、今回もアンケートでは希望するというところで、実際に付けに行ったら、いらないという方も若干いましたが、そういうこともありますので、希望する全世帯ということのひとつの目標にしまして、今後、設置をしていきたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

希望する家庭には、全家庭に普及したいというような、そのように受け止めました。なるべく早く、そういうような機会をつくっていただき、この行政情報が各家庭にスムーズに伝わるような努力をしていただきたいと思いますところがございます。

次に、町道整備ですが、先ほど質問を申し上げました三つの路線については、すべて関係がある部分でございます。特に、この中で申し上げたいのは、ぜひ、この田の沢地区の連絡道が、私は必要ではないかと、やはり、ここの部分が一番ほしい連絡道だと思うのですが、これも新設というようなことになりますけども、この茶屋場田子線の新設に伴う、こういったようなものができますと、地域防災力についても極めて向上するのではないかと思います。この田の沢地区の連絡道については、先ほどの部分については触れておりませんので、田の沢地区への連絡道についてはどのようなお考えか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

先ほど、町長の方から、国道281号と茶屋場田子線の連絡道について、現在のところ町道葛巻浦子内線、それから役場、あるいは葛巻病院を經由するコースといたしますが、この三つが大きなポイントになっているというお答えもいたしたところでありますが、併せて課題となっておりますのが、距離的に見た場合に、田の沢地区というのがひとつ課題と、このようには受け止めておるところであります。そういう中で、今、葛巻病院の建設の位置、あるいは、まちなかの構想等々も含めながら、全体的にその構想を早く整備して、策定してまいりたいと、このように考えておるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

田の沢地区の連絡道も、その必要性は高いと考えておりますので、十分内容検討をしていただきたいと思います、このように思っております。

それからまた、大橋付近の拡幅整備についてでございますけども、前向きにということですが、こういったような部分については、近い将来、あるいは何年先、こういったようなものが計画に盛り込まれてくる段階はいつくらいになるのか。今、あそこの岩石

等の落石等で非常に危険な状態がございます。工事費もたくさんかかることは重々承知いたしておりますけれども、向かい側の方に付け替え道路をつくるとか、そういったような部分が、この茶屋場田子線、連絡道ができますと十分予測されるわけでございますから、この辺のところは現時点ではどのように検討されているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

葛巻浦子内線につきましても、先ほど申し上げましたように、まちなかの連絡道等の整備のポイントになっているというお話をいたしました。これらと併せまして、自治会等からも、この橋の架け替え、38年以來の一級橋というようなことございまして、大変老朽化も著しくなっている状況にもあるものであります。そういう中に、今回のまちなか整備関係の関連道路といたしましても一体的に進めてまいりたいということで、橋の架け替え、そしてまた、前後の取り付け等々も含めて、早急に検討してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

時間もきましたので、これで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時15分まで休憩します。

（休憩時刻 10時59分）

（再開時刻 11時15分）

議長（中崎和久君）

休憩前中のところ再開をし、一般質問を行います。

次に、3番、姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

私からは、松くい虫対策について、3点ほどあります。また、県道でもあります主要地方道一戸・葛巻線について、2点ありますので、よろしくお願ひいたします。

葛巻町は、町内の約9割を山林で占める町であります。これまでに林業の振興が進ん

できたのは、国、岩手県、町から多大な支援をいただき、造林、間伐等の補助金で、山林者、作業員の皆さんが働く場としてやってこられました。生活するために、かなり役立っていることと思います。また、長引く木材価格低迷の状況の中、全国的に松くい虫の被害が進んできましたなら、町として被害を防ぐ対策はどのように考えていますか。

2点目でございます。アカマツの造林は、天然林を含み約10,000ヘクタールあります。今までに約40年以上の管理をしてきましたが、葛巻町は豊かな森林資源を保全し、次につながる世代に森林があります。山林所有者は、今後アカマツを守っていくためにどうすればよいのか。

3点目でございます。松くい虫の被害があった場合、国はどのような対応をしていますか。また、松くい虫が発生していますが、岩手県では今までにどのような対応をしていますか。また、葛巻町としては、松くい虫の被害があった場合、木材の処理はどのように考えていますか。

次に、一戸・葛巻線に入りますが、県としては、葛巻町に対し、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター様から町全体の凍上被害工事を全延長で約3,563メートルを整備していただき、町民の皆様から喜びの声が聞こえています。誠にありがとうございます。

また、約25年くらい主要地方道一戸・葛巻線について改良整備が進まないわけですが、今後どのような整備を考えていますか。

2点目でございますが、青川橋周辺の整備はどのような工事が予定されていますか。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

それでは、ただいまの姉帯議員の質問にお答えをいたします。

まず、1件目の松くい虫対策についてお答えいたします。

1点目の全国的に松くい虫の被害が進んでいる中、町として被害を防ぐ対策はどのように考えているかというご質問であります。松くい虫の被害は、マツ材線虫病が正式名称であります。この病気は、マツノザイセンチュウという体長約1ミリメートルの線虫によって松が枯れる伝染病であります。

このマツ材線虫病の感染の仕組みは、マツノマダラカミキリという松を食べる害虫に線虫が寄生していて、松の枝の皮を食べた際に、その傷口から線虫が浸入して、松の組織を破壊し、この松の木が水を吸えなくなる、そのようにするために枯れてくるものであります。

線虫自体は木から木へ移動できないわけですが、この線虫を保持したマツノマダラカミキリが飛翔分散して周囲の松に線虫を運び、感染、被害が拡大するものであります。

松くい虫被害の歴史は明治37年に遡り、長崎県長崎市で発生したと言われ、大正3年ころには兵庫県赤穂市、以後、九州、山陽地方に拡がり、戦中戦後、被害は拡大をい

たしました。

その被害は、林野庁や各自治体の強力な伐倒駆除と家庭用の燃料としてのアカマツの利用もあり、一時沈静化しましたが、昭和40年代後半から再び被害が拡大し、昭和54年度は被害量2,430,000立方メートルと最も多く、平成23年度は約650,000立方メートルとピーク時の4分の1まで減少していましたが、地域的には北海道を除く46都道府県すべてで確認されている状況となっております。

岩手県の被害状況であります。県内で初めて発見されたのは昭和54年で、宮城県に隣接いたしております一関地区での発生が確認をされ、被害量は453立方メートルでありました。

徹底的な駆除の結果、昭和56年には一関市、花泉町、平泉町、川崎村の4市町村のみとなり、被害量も114立方メートルまで減少いたしましたものであります。昭和58年から増加に転じ昭和61年には10,000立方メートル、平成15年には54,000立方メートル、その後は40,000立方メートル前後で推移をしている状況となっております。

被害発生市町村につきましては、平成20年まで紫波町、大船渡市が先端地域となっております。平成21年には盛岡市、平成22年には矢巾町、遠野市、今年に入りましたからは西和賀町、住田町、雫石町、滝沢村で新たに線虫が確認され、現在は12市町村で被害が継続している状況にあります。

次に、被害の対策についてであります。松くい虫の被害対策は、森林病虫害等防除法に各般の基準、計画が定められておまして、この法に基づいて対策を講じることになっておるものであります。岩手県では、平成13年12月に岩手県松くい虫被害対策推進大綱を策定し、毎年、松くい虫被害対策実施方針を定め、市町村、関係機関、団体と密に連携し、被害対策に取り組んでいる状況でございます。

その実施方針では、被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施を定めており、被害地域区分により、被害がない市町村を未被害地域、被害発生地域の北端に位置し被害が微弱な市町村を先端地域、被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している市町村を高被害地域、先端地域と高被害地域の間位置し発生区域が限られ被害量が増加しつつある市町村を隣接地域と定めて対策をとることとしておるものであります。

先端地域につきましては、短期間での被害根絶のため薬剤くん蒸による完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止することとしており、隣接地域及び高被害地域については、被害発生区域を圧縮するため、重要松林への樹幹注入による発病予防や樹種転換の推進など、中長期的に被害の発生を根絶化することとされております。また、本町を含む未被害地域については松林の健全化に努め、適期、適正に除間伐を実施し、被害の浸入を未然に防止することとなっております。

また、岩手県独自の取り組みとして、未被害地域への被害防止拡大を目的とした被害材の移動禁止やアカマツの適正な施業及び処理方法などを定めたアカマツ伐採施業指針を策定し、被害拡大防止に努めるとともに、松くい虫被害防除監視帯を設置して、潜在被害木調査などによる被害の早期発見に努め、重点的に防除対策を講じている状況でございます。

本町のアカマツは、民有林面積 36,000 ヘクタールのうち、人工林、天然林合わせて 9,200 ヘクタールとなっております、26 パーセントとを占めており、本町の大切な財産として有効に管理していかなければならないものと考えておるところであります。

そのため、本町では、まだ被害が確認されておりませんが、今後も引き続き、県、近隣市町村、関係団体と緊密に連携しながら、松くい虫被害の浸入を防止するため、巡回パトロールなどにより被害の早期発見に努めるとともに、適期、適正な除間伐を実施し、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えておるところであります。

2点目の、山林所有者は今後アカマツをどのように守っていけばよいかというご質問であります。松くい虫被害は、雪害木や風倒木などの弱った松が感染しやすいと言われておりますので、定期的な山林巡視を実施していただきながら、国の森林整備事業を活用した適期、適正な除間伐を実施することによりまして、健全な森林を育成し、町と森林所有者が共に松くい虫被害の浸入防止に努めてまいりたいと考えておるところであります。

3点目の、松くい虫の被害にあった場合、木材の処理はどのように考えているのかのご質問であります。今後さらに被害が拡大し、町内に松くい虫の被害が確認された場合、県の松くい虫被害対策推進大綱によりまして、被害の拡大を防止する総合的な被害対策を行うこととなり、駆除処理には、国、県の補助事業を導入し迅速に対応してまいります。

また、被害木の処理につきましては、チップ化して利用することも可能ですが、被害木を移動せず林内でチップ化することが必要となるため、実施に向けては多額の設備投資が必要となることから、これまでの被害市町村の例によりまして、被害木は薬剤によるくん蒸を行い、そのまま林内に置く場合が多いと聞いております。

また、くん蒸処理後、感染の危険性がないことを確認し、使用することも可能ということですが、材としての利用価値は、カミキリ虫、線虫が浸入し、木材組織を破壊しているため、利用に適さないと言われておるものであります。

このようなことから、松くい虫被害発生前における伐採適期を迎えたアカマツ林の利用についても検討していく必要がありますが、現在、製紙用のチップの取引量も少なく、それにあいまって取引価格も安価で推移しているようでございますので、今後の木材市況の動向を見極めながら関係団体と連携をして適切な情報提供に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、2件目の主要地方道一戸・葛巻線についてお答えをいたします。

本路線は、実延長が24.8キロメートルで岩手県が管理している道路であります。

そのうち、岩手土木センターが管理している葛巻町内分は、17.9キロメートルで町境付近に未改良部分がございます。改良率は98.1パーセントになっております。

また、二戸土木センターが管理する一戸町内分は、6.9キロメートルですが、青川橋の付近から姉帯集落付近までの奥通り地区約 2.3 キロメートル区間が狭隘であることから、総実延長に対する全体の改良率は89.6パーセントになっております。

これまで、岩手県では計画的な改良整備や県道としての機能を発揮するための維持管理や修繕をはじめ、突発的な異常気象により被災した箇所への災害復旧事業などを進めて

いただいております。

まず、1点目の今後どのような改良整備を進めるのかとのご質問でございますが、本路線は、馬淵川の流れた線形であるとともに、未改良部分にいたっては、格別に急しゅんな地形が連続し代替ルートもないなどの条件が大変厳しい路線であります。

岩手県では、拡幅されずに残っているこれらの狭隘箇所については、抜本的な改良整備を実施するには、大規模な改良工事が予想され、事業費も多額になることから、早期の事業化は厳しい状況であり、今後の交通量の推移や県全体の道路整備の推移などを踏まえながら、引き続き検討していきたいとしております。

また、平成25年度は、これらの狭隘区間につきまして、すれ違いのための待避所を増やすことが可能かどうかを調査するというように伺っております。

町としまして、地域住民の方々をはじめ、唯一の公共交通機関であるJRバスの運行に支障をきたすことのないように、通常の維持管理の徹底を要望することはもちろんであります。通行するすべての車両が安心して通過できるような道づくりについても強く要望してまいります。

2点目の、青川橋周辺の整備はどのような工事が予定されているのかとのご質問であります。この青川橋は1943年に架けられたコンクリートアーチ橋であります。

橋長が25.3メートル、有効幅員が4.5メートルで、荷重制限は14トンと表記されております。

岩手県では、この橋の劣化度などの調査を行い、今後の利用について検討を重ねた結果、このようなアーチ橋は全国的にも数が少なく、貴重な建造物であることや全体の交通量などから、各部の修繕や補強をして長寿命化を図ることに至ったとのことであります。

青川橋の工事につきましては、平成25年度に着手する予定であると伺っております。

その主な内容は、両岸の石積みの取付擁壁の補強、コンクリートの補修、高欄の取り換え、コンクリート版の設置による床版の補強であります。

コンクリート床版の設置に当たっては、100トン吊り級のクレーンにより、それぞれ両岸から設置しますが、通行止め状態で施工するものでありますから、その時間帯について夜間作業も含めて検討することとあります。

いずれの場合も、通勤や病院などに通院をする、こういったことに支障をきたさないように進めていただくよう要望してまいりたいと思っております。

なお、青川橋の工事は、橋の補強工事を目的とするものであり、橋の前後や道路の工事は予定していないということとあります。

この青川橋の工事につきましては、この数年継続して、機会あるごとに要望してまいったものでありまして、その後に調査費が付き、そして採択をされ、予算化となり、今年度着手となるものでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

よろしくどうぞお願いします。

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

私が、この松くい虫の質問を出したのは、この間、盛岡の方に行く機会がありまして、そして、たまたま遠野線の方に行きましたら、松林の下に大型トラックで1台くらいずつ密封して、1メートルくらいに切って、積んで、密封して防菌されておりました。そういうことで、私は一般質問しなければならないと思いながら、この件について質問させていただきましたが、先ほど町長さんから、12市町村で松くい虫の被害があったと聞いておりますが、海拔どれくらいまで松くい虫の被害があるのかお願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

松くい虫の被害の関係でございますが、松くい虫の生態分布の状況によりまして、松くい虫は500メートル以上の高い山のところでは越冬ができないというようなことが言われてございます。松くい虫対策のために県が作成しております、アカマツ伐採施業指針によりまして、500メートル以上のところでの被害の拡大は想定していないという形になるものでございます。葛巻の場合は標高が高い形になりますので、仮に被害木が発見されたとしても、一気に拡大するというようなことはないのではないかと、そういった形で見ているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今12市町村で被害があったということで、葛巻町はこれからですけども、12市町村で海拔どれくらいまで被害があったかということを知りたいわけですが、その辺はデータとしてはないわけですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今、被害を確認されているのは、姉帯議員さんおっしゃるとおり12市町村になってございます。その発生地域というのは国道4号線、あるいは北上川線沿いの平野部分の地域に拡大が広がってきているということでございまして、今、一関市から盛岡市の12市町村が被害地域となつてございます。今年になって住田町、そして雫石町、滝沢村、西和賀町というところでも被害が見られる形になっているのですが、いずれ平野部

の地区になってございますので、500メートル以下の地域ということで考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

まず、松くい虫の松の材料として、天然林を含み、造林されているわけですが、これを間伐して、私としては、制震材として売れる材は、伐採をして、販売した方がよいと思われませんが、この点については、どのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

本町の森林面積は37,054ヘクタールほどございます。そのうち民有林面積は36,297ヘクタールになってございますが、そのうちアカマツは、天然林それから人工林合わせまして9,273ヘクタールほどあるわけですが、松を切るといった場合に、その基準として見るのがどれくらいの時期ということで考えるわけですが、標準伐期というのがございまして、アカマツの場合は40年生ということが言われてございます。この標準伐期を基準として考えた場合には、77パーセント、7,164ヘクタールほどが伐期齢を超えている森林ということになりますので、その部分については、生育の差はいろいろあるかとは思いますが、一応、切れる場所という形になるかと思えます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

まず、造林したアカマツについては、今現在では作業費代もないくらいに価格が低迷しております。私の言っているのは、天然林を、約100年以上も経った材であれば、結構な価格がしておりますので、このように葛巻町ではテレビでも見られるようになっていまして、できれば山林所有者にテレビでも見て、このような状況が発生していますよというような、そのテレビの放送ができるような企画がありますでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

アカマツの用途になりますが、今、木材価格が低迷しているということで、アカマツ

が使われるのは、製紙用のチップに使われているというようなことで聞いております。ですが、製紙用のチップの取引量等も少ない形で、価格が安価に推移しているというようなことで、アカマツ等を切る場合にも、その売り先が決まってから切らなければならないというようなこともあるやに伺っておりますので、そういう市場の価格等も含めながら、毎年、森林組合さんと一緒に地域に入って座談会等も開催しておりますので、これから、この松くい虫の状況や、それから、状況等もお知らせしながら、切る時期、そういった感じの部分の市場の情報等も提供しながら進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

この間、葛巻町で開催した岩手郡町村議会議員大会で、紫波の議員の方と、この松くい虫のことでお話ししましたが、私は、ずっと何代も残してきたアカマツを10本以上持っていましたと、それで、自分が使いたいためにアカマツを2本切って売りましたと、ただ、そのときは1本2,000,000円はしたと、それが今は、おそらく全滅のような気がしていますと、何本かは切りました、というような話を聞いております。そういうことで、このアカマツの天然林は、その植林した材と違って、やはり天然林には、ずっと代々と残してきたアカマツがあれば、今では高い価格で販売されていますので、その辺を山林の持ち主の方と森林組合を含めて、そして、販売方法を考えていけばよいのかなと思います。それと、先ほど、アカマツの造林した部分と天然林の部分が含まれているわけですが、もし、間伐材を伐採したら、これについて、材に搬出経費の補助金が活用できるものかどうか、この辺をお伺いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

天然林の特殊な木の場合のことだと思うのですが、事業の中で、防除していく場合に、そういう特殊な、残そうとする松を薬剤注入して残す、防除していくという方法もあるということで伺ってございます。それは、松の木に薬剤を注入して残すわけですが、薬によって何種類かあるようですが、1回注入すると7年くらい防除できるという形になるようでございます。ですので、そういった形で、特殊な木について、残したいと思うような木については、そういった方法での保護の方法もあるかと思えます。

それから、搬出に係る経費という形の部分については、今は間伐材の形の部分に対して助成を行ってございますので、そのアカマツを切って、天然林で80年以上を超えるような、そういう木を切るような場合には、今のところ補助の形では想定していないところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

搬出経費については、天然林については考えていないようですけれども、植林をするときにアカマツのところに残してアカマツを植林したわけでございます。ですので、周りにはアカマツがたくさん植えられたはずでございます。その中を間伐するという目的では、それでも搬出経費の補助は活用できないわけですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

事業の要件になりますと、間伐は4齢級から7齢級の木が対象になるということになりますので、そういった場合には対象にならないかと思えます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今、農林環境エネルギー課長さんがお話したように、4齢級以上は考えていないということですが、そうすると、全体、カラマツでも、スギでも、アカマツでも、それ以上の搬出経費には補助金は出さないということになりますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

事業の要件によつての実施になりますので、4齢級から7齢級のものを間伐する場合に対象になるということですので、そういった形での助成になるということでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

まず、県としては森林の環境の森という事業が行われておりますが、この年数は、これまでは間伐をしてはならないという名目がないわけで、私たちは事業を進めているわ

けですが、これに対しては、住民税を利用しながら、県としては間伐、または環境の問題について整備をしているはずでございますが、そういう部分について、県としては補助事業として、山林者の方には負担のない事業をしておりますが、その辺について、特に葛巻町は搬出経費については補助金をいただいておりますが、できれば、今後そういう面についても考えていった方がよいと思われまます。それと、このような搬出経費も出していただけないのであれば、この山林の中に、その材が放棄される部分がたくさんあると思いますので、その辺を考えてもらえますか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

県で実施しております、いわての森林づくり県民税の事業の関係で、間伐の事業がございます。ですが、すみません、今、手元にこの事業の要件等がございますので、資料を取り寄せさせていただきます、ご答弁させていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

県としては、搬出経費ということではなくて、間伐という形の中で、住民税事業で間伐をしていただいております。その中身については、山林を持った方々が歳をとって、前に植えたけれども間伐もできないと、そして、空気の通りも悪いという考えの中で、県としてはそれを実施しているわけでございますけれども、葛巻町としては、搬出経費という形で、我々も助かっているわけでございますけれども、その中で、県でも補助事業でやらせているのだから、そしてまた、搬出経費をもらわないと事業として成り立たないわけでございますので、それを、今後、考えていただけるかということでございます。まず、この件については終わります。

一戸・葛巻線についてでございますが、葛巻町としては、一戸・葛巻線については、岩手郡町村議会議員大会でも県に対し強く要望をお願いしております。また、葛巻町としては、毎年、町長、議会、役場で県庁に行き、県知事に全体の整備のお願いと要望を提出しております。

先ほどお伺いしましたけれども、道路の狭い部分が約100メートルほどあろうかと思っております。これは、葛巻分がそれくらいかと思っております。このような部分を、ほかの方ではあるかないか分かりませんが、町が県に代行してやれないものかどうか、この辺をお伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

今回の道路整備について、県の事業を町が代行してできないかということでございますが、これにつきましては、いろいろなケースがあるかもしれませんが、具体的にうちの方として、そういう町としての事例もございませんので、検討させていただきます。

議長（ 中崎和久君 ）

姉帯春治君。

3番（ 姉帯春治君 ）

先ほど、町長の答弁の中では、台数も少ない道路であると、それは、確かにそのとおりだと思います。おっしゃっているように、これから交通量が増える可能性がないとは思いますが、そうすると、この状態をずっと我慢してくれというようなこととなりますが、私としては、約25年も今か今かと思いながら町民の方々が、あのとおり道路の状態が悪い中、事故を起こさないように利用していただいておりますが、この我慢をまだするということとなりますか。もう少し、そのような事例がないからということではなくて、県としっかりとお話をし、そして、舗装はしなくてもよいとは思われますが、できるだけ早期に細い部分、大型とすれ違ったとき、夏であればブレーキをかけると止まれると思いますが、冬の期間は止まれなくて、そして、警察沙汰にはならない事故を私は何回も見ております。このような状況の道路ですので、事例がないからということではなくて、県として、その辺の道路についてもう少し整備をしていただき、そしてまた、今現在は、見ていると、二戸市に緊急患者が運ばれたり、一戸病院も利用しながら、そして、それと共に町それぞれの広域町村の道路のつながる路線であると思っておりますので、できるだけ早めに皆さんが喜べるような整備をしていただければと思いますが、この辺はどうでしょうか。

議長（ 中崎和久君 ）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

お答えいたします。

これまでの経緯については、議員さんからもいろいろお話をいただきました。そしてまた、これまでも知事さんに会って、知事さんも現地を一緒に確認しながら進めた経緯もありまして、やっと今、青川橋の改修というところにこぎ着けたところであります。そういう中で、今お話ありますように、奥通り地区といいますか、一戸地区の部分になるわけではありますが、その難所の部分が、どうしても地形的に工事上也難しい部分があるというようなこと等もございまして、工法的にも、かなり県の方も検討しながら進めていただいているところであります。一層、町の方といたしましても、一戸町との連携も図りながら、この課題はさらに強かに県の方に要望してまいりたいと、このよう

に考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

先ほど、町長さんもお話したように、この青川橋は14トンの制限があります。この看板は、左側を超えてから右側に二つほど立っています。危険な橋ですよという印の重要な看板だと思いますが、このような看板を立てるのであれば、小鳥谷線の入口、または田代の入口あたりで看板を出すべきだと思いますが、この辺はどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（村木淳一君）

青川橋は、戦時中の昭和18年に開設された老朽橋、おじいちゃん橋と言われております。今回の工事では、議員さんのご指摘のとおり補修工事です。補修後においても、加重制限は続くこととなります。青川橋は、コンクリートアーチ橋で、橋の壁の部分が石積みで造られた構造となっております。第2次世界大戦に造られた、この構造の橋りょうで全国に残っているのは数橋しかなく、大事に使っていただきたいと考えておりますということです。昭和14年に国が出した道路橋設計基準では、府県の設計加重が14トンとされているために、これに沿って設計されていると考えております。

それで、14トンという制限ですけれども、この14トン制限の橋があるということ、田代付近に表示しろということ、検討、協議して考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

この看板について、小鳥谷、田代の入口に看板を出した方がよいのではないかということは、道路を見ますと、以前はタンクローリーも渡っていました。そして、観光バスも渡ってました。今は、そこを通る車は1台も見受けられません。ですが、ダンプカーとか、生コンとか、木材を運搬する車とか、そういう14トン以上の車が通っているのが見受けられます。これが、もし、橋に何かがあれば重量制限の責任になりますので、その看板が必要ではないかと思われます。それと、何かあった場合には、一般の町民の方がそこを通れなくなりますので、できるだけ重量制限を守っていただくように看板が必要かと、私は思いますので、この辺をご理解のほど、よろしくお願ひします。

私からは一般質問を終わらせていただきます。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（散会時刻 12時05分）